

計量法施行規則第二百一十一条に基づく一般計量教習に関する公告

- 独立行政法人 産業技術総合研究所公告第二号
計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第二百一十一条の規定に基づき、平成二十五年度後期一般計量教習の入所試験及び教習の期間について次のように公告する。
- 平成二十五年四月十九日 独立行政法人 産業技術総合研究所 理事長 中鉢 良治
- 一 試験期日 平成二十五年六月二十八日
 - 二 試験場所
 - 1 独立行政法人 産業技術総合研究所 臨海副都心センター（東京都江東区青海二丁目三番地一十六）
 - 2 独立行政法人 産業技術総合研究所 関西センター（大阪府池田市緑丘二丁目八番三十一号）
 - 三 試験科目 数学、物理及び一般常識
 - 四 教習期間 平成二十五年九月十八日から平成二十五年十二月十三日まで
 - 五 教習概要 計量法（平成四年法律第五十一号）第六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに計量士にならうとする者に必要な技術及び実務
 - 六 入所定員 四十名
 - 七 受験願書等の提出期限 平成二十五年五月二十日必着
 - 八 受験願書等提出先

独立行政法人 産業技術総合研究所 計量標準管理センター 計量研修センター
〒三〇五―八五六―1 茨城県つくば市東一丁目一番地一 中央第一 外周 さくら館
 - 九 提出書類（各一通）
 - 1 一般計量教習入所試験受験願書（独立行政法人 産業技術総合研究所が定める別紙様式第1）
 - 2 履歴書（独立行政法人 産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
 - 3 推薦書（受験者の氏名、受験理由、勤務先所属長の推薦理由、役職名、氏名を記し、所属長が押印した推薦書）。推薦書の提出の無い受験者には、一に記す期日に、入所試験終了後面談を実施する。
 - 4 写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）
 - 5 健康診断書（提出日前三ヶ月以内に診断を受けたもの）
 - 6 受験者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは長形三号で、「簡易書留」と朱書きし、三百九十円切手を貼付のこと）
 - 十 提出方法 郵送による場合は、簡易書留等配達記録が残る方法で送付すること。
 - 十一 その他

独立行政法人 産業技術総合研究所 計量研修センターのホームページ
<http://www.nmi.jip/netoltrain/>において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。